

# 1 国語科の改訂のポイント

## (1) 国語科の目標及び内容の構成の改善

### ① 目標の構成の改善

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

国語科で育成を目指す資質・能力を、「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定している。

また、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」、(2)に「思考力、判断力、表現力等」、(3)に「学びに向かう力、人間性等」と、三つの柱に分けて具体的に示している。

### ② 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、現行の学習指導要領で「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕で構成していた内容を、新しい学習指導要領では〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直している。

〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕の構成は以下のとおりである。〔知識及び技能〕において、「(2) 情報の扱い方に関する事項」が新設された。また、〔思考力、判断力、表現力等〕には、現行学習指導要領に示している3領域を配置している。

〔知識及び技能〕

- (1) 言葉の特徴や使い方に関する事項
- (2) 情報の扱い方に関する事項
- (3) 我が国の伝統文化に関する事項

〔思考力、判断力、表現力等〕

- A 話すこと・聞くこと
- B 書くこと
- C 読むこと

なお、国語科の目標及び内容の詳細については、小学校学習指導要領解説国語編の付録4「教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表」(P196～P207)を参照すること。

## (2) 学習指導の改善・充実

### ① 語彙指導の改善・充実

意味を理解している語句の数を増やすだけでなく、語句の意味や使い方に対する認識を深め、語彙の質を高めるよう指導の改善・充実を図っている。

### ② 情報の扱い方に関する指導の改善・充実（新設）

話や文章に含まれている情報及び自分のもつ情報を、取り出して整理したりその関係を捉えたりすることが、話や文章を正確に理解し表現することにつながる。このような情報の扱い方に関する事項が新設されている。

### ③ 「考えの形成」の重視

全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けている。

### ④ 漢字指導の改善・充実

都道府県名に用いる漢字20字を「学年別漢字配当表」の第4学年に加えるとともに、児童の学習負担に配慮し、第4学年、第5学年、第6学年の配当漢字及び字数の変更を行っている。各学年の字数及びその増減は次のとおりである。

|         | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 第5学年 | 第6学年 | 計     |
|---------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 平成20年告示 | 80字  | 160字 | 200字 | 200字 | 185字 | 181字 | 1006字 |
| 平成29年告示 | 80字  | 160字 | 200字 | 202字 | 193字 | 191字 | 1026字 |
| 増減      | 0    | 0    | 0    | +2   | +8   | +10  | +20   |

## 2 指導計画作成上の配慮事項

### ○ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項

- これまで着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。
- 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で授業改善を進めることが求められる。
- より質の高い「深い学び」につなげるために、学びの過程の中で「言葉による見方・考え方を働かせる」ことが重要である。「言葉による見方・考え方を働かせる」とは、児童が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉の自覚を高めることであると考えられる。

このように、国語科において授業改善を進めるに当たっては、言葉の特徴や使い方などの「知識及び技能」や、自分の思いや考えを深めるための「思考力、判断力、表現力等」といった資質・能力を育成するため、児童が言葉に着目し、言葉に対して自覚的になるよう、学習指導の創意工夫を図ることが重要である。

### ○ 障害のある児童への配慮についての事項

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かる

ように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

- ・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常的な生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- ・声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

障害のある児童などの指導に当たっては、国語科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、個々の児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。国語科においては、上記のような配慮をすることが考えられる。